

経営セーフティ共済のお勧め

取引先の突然の倒産。そんなときあなたを守る、安心の共済です。
いざというときの「安心」をご提供します。
あなたの会社のリスク管理にお役に立ちます。

■ 最高 3,200 万円の共済金の貸付けが受けられます

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の 10 倍の範囲内 [最高 3,200 万円] で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは①破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、②手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合を指します。なお、取引先が「夜逃げ」「内整理」等の場合は貸付けは受けられません。

■ 共済金の貸付けは無担保・無保証人です

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の 10 分の 1 に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

■ 掛金は税法上損金または経費に算入できます

- 毎月の掛金は、5,000 円から 80,000 円まで、5,000 円刻みで自由に選ぶことができます。
- 掛金は、掛金総額が 320 万円になるまで積み立てられます。
- 掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人）に算入できます。

■ 加入できる方

次の条件に該当する中小企業者で、引き続き 1 年以上事業を行っている方です。

- 個人の事業主または会社で次の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方。
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 [3 億円以下、300 人以下]、②卸売業 [1 億円以下、100 人以下]、③サービス業 [5 千万円以下、100 人以下]、④小売業 [5 千万円以下、50 人以下]、
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）[3 億円以下、900 人以下]、⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 [3 億円以下、300 人以下]、⑦旅館業 [5 千万円以下、200 人以下]
- 企業組合、協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

■ 安心の実績

- 現在 30 万人の方が加入されています。
- 貸付累計件数 25 万 2 千件、金額は 1 兆 7,105 億円にのびります。（平成 20 年 3 月末現在）
- 「経営セーフティ共済」は法律（中小企業倒産防止共済法）に基づく制度（中小企業倒産防止共済制度）で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（国が全額出資）が運営しています。

【ご相談・加入の申込み窓口】

貴社の事業内容が確認できる、現に融資取引等の実績のある金融機関または
本会商業支援課共済担当 Tel. 043-306-3284（ダイヤルイン）

小規模企業 経営セーフティ共済加入促進事業のご案内

千葉県では、総合経済対策の一環として、金融危機等の影響により増加傾向にある小規模事業者の連鎖倒産の抑制を図るため、中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」へ新規に加入する県内の小規模事業者に対して掛金の一部を助成することにより、同制度への加入を促進します。

■ 助成要件

次の(1)から(4)のいずれにも該当する方が助成対象となります。

- (1) 共済に加入資格のある、千葉県内に主たる事業所を有する従業員5人以下の小規模事業者（会社又は個人）であること
ただし、千葉県信用保証協会における信用保証対象外業種を除きます。
(信用保証対象外業種の詳細は、千葉県信用保証協会のホームページ等でご確認ください。)
千葉県信用保証協会HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>
 - (2) 平成21年4月1日から平成22年1月15日までに共済に加入した者
 - (3) 当該助成金の申請日までに継続して6ヶ月以上の掛金（前納した金額を含む）を納付した者
 - (4) 県税を滞納していないこと
- ※助成予定件数を超えた場合には、申請を締切ることがあります。

加入年月日	助成の可否
～平成21年3月31日	助成対象外
平成21年4月1日～平成21年9月30日	助成対象
平成21年10月1日～平成22年1月15日	前納の場合のみ対象
平成22年1月16日以降	助成対象外

■ 助成対象となる金額

- 平成21年4月1日から平成22年3月1日までに納付した、加入後6ヶ月以内の掛金に相当する金額とします。

■ 助成金の額等

- 助成金の額は、助成対象となる金額の3分の1（千円未満切捨て）とします。
- 助成金の限度額及び期間は、第1回目の掛金納付月から起算して6ヶ月分、かつ、合計16万円を限度とします。

■ 申請期間

- 平成21年8月3日（月）から平成22年3月5日（金）まで
*共済制度の詳細については、次ページ、または中小企業基盤整備機構のホームページ、パンフレット等をご覧ください。
中小企業基盤整備機構HP <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

【問合せ先】千葉県庁商工労働部経済政策課 TEL. 043-223-2704（直通）